

●技術提案の評価基準見直し等について（R7.10.1以降適用）

No.	質問	回答
1	(会場でのご質問) 4技術以上を提出した場合、4技術目以降は評価対象外のことだが、4技術以上提案した場合、評価する提案は発注者が抽出するのか、上から順に評価するのか。	(回答の訂正) 会場での回答が曖昧だったため以下のとおり訂正します。 ・原則として、1項目につき1技術を評価対象(技術①)とする。ただし、付加的に他の技術(技術②③)を一体的に組み合わせることで提案効果が一層高まる場合に、1項目につき最大3技術までを含めることができる。 <u>(提案する技術には、識別しやすい番号を付し、本文中に明確に対応づけて記載すること。)</u> ・4技術以上を提出した場合、4技術目以降は評価対象外とする。ただし、記載した技術については実施義務が生じるため留意すること。 ・また、技術②又は③が技術①に対して関連性が確認できない場合、関連性が確認できるものを評価対象とする。 (例) 提案項目：○○○○の工夫について ・施工方法 □□□□（技術①）を活用して○○を行う。 △△△△（技術②）を活用することで○○する。 ←技術①と関連性が確認出来れば評価する。 ◇◇◇◇（技術③）を活用することで○○する。 ←技術①と関連性が確認出来れば評価する。 ▲▲▲▲（技術④）を活用することで○○する。 ← <u>技術①との関連性にかかわらず評価しない。</u>
2	技術提案評価段階が3段階から5段階に変更されたことに伴い、競争参加資格確認通知書に記載される技術提案の採否の表記に、何らかの変更が生じるのでしょうか。また、通知書の表記が従来通り「○」や「-」などの場合、「○」の評価の中で5段階のうち、いずれかの評価がされるという認識で宜しいでしょうか。	競争参加資格確認通知書における技術提案の採否の通知の表記はこれまでどおり変更はありません。 5段階の0点以外のいずれかで評価された場合には、「○加点あり、実施義務あり」となります。
3	資料-1 7ページ 7.5点と5.0点の違いは「生産性向上の取組が認められる」の有無となっていますが、例えば品質向上（安全も同様）に関するテーマの場合、3つの技術のうち1つが生産性向上の取組限定でも評価対象になるのでしょうか。それとも1つの技術で品質向上と生産性向上を満足しないと評価されないのでしょうか。また、10点には7.5点の「生産性向上の取組が認められる」が記載されておりませんが、例えば品質向上（安全も同様）に関するテーマの場合、3つの技術のどれにも生産性向上の取組がなくても10点になりうるということでしょうか。 【例1】7.5点・5点… ※このパターンでは10点は獲得できない？ テーマ① 提案1 技術①（品質） 技術②（品質） 技術③（生産性） 【例2】10点・7.5点・5点… ※このパターンしか求めていない？ テーマ① 提案1 技術①（品質） 技術②（品質） 技術③（品質かつ生産性） 【例3】10点・5点… ※このパターンでは7.5点は獲得できない？ テーマ① 提案1 技術①（品質） 技術②（品質） 技術③（品質）	①「生産性向上の取組が認められる」については、より高い効果が期待できる提案を意図しています。 したがって、品質向上や安全向上などをテーマとする場合でも、それらの取組が結果としてより高い効果が期待できる要素を有する場合には、「生産性向上の取組が認められる」と判断します。 なお、生産性向上を主目的としないテーマであっても、効果が明確であれば評価対象となります。 ② 3つの技術のうち1つでも該当すれば評価対象とします。 複数の提案技術のうち、いずれかに生産性向上につながる具体的な取組が含まれていれば、全体として「生産性向上の取組が認められる」として評価可能です。 必ずしも全ての技術が「品質+生産性」の両方を満たす必要はありません。 ③ 10点評価は、提案内容の有効性・確実性が極めて高く、テーマに即して優れている場合に付与します。 10点の欄に「生産性向上の取組が認められる」という文言がないのは、10点評価がテーマに即した総合的な有効性を重視するためであり、生産性向上が必須条件という意味ではありません。 したがって、品質や安全の向上が顕著で、効果・再現性が高いと判断される場合は、生産性向上の有無にかかわらず10点評価とすることができます。
4	「資料-1」p.7【評価方法】に記載の5段階評価について、評価基準として「汚濁拡散防止」を例に以下の理解でよろしいでしょうか。（【例】技術提案テーマ：○○における汚濁拡散防止に関する工夫） ①「0点」：標準的な汚濁拡散防止の提案 ②「2.0点」：汚濁拡散防止に効果が見込まれる提案 ③「5.0点」：②よりも汚濁拡散防止に高い効果が見込まれる提案 ④「7.5点」：③と同等の汚濁拡散防止効果が見込まれとともに生産性向上の効果も見込まれる提案 ⑤「10点」：③④より高い汚濁拡散防止効果が見込まれるが生産性向上の効果がない提案、あるいは、③④より高い汚濁拡散防止効果が見込まれるとともに生産性向上の効果も見込まれる提案	概ねご理解のとおりです。 ④⑤は上記No. 3をご参照ください。
5	新しい評価方法において「10点：非常に高い効果が見込まれる」を獲得するためには、「生産向上の取り組みが認められる」ことが必要となるのでしょうか。	上記No. 3をご参照ください。
6	新しい評価方法において「7.5点：高い効果が見込まれる」を獲得するためには、技術①②③の全てが「生産向上の取り組みが認められる」ことが必要となるのでしょうか。	全てに必要ありません。
7	新しい評価方法において「10点：非常に高い効果が見込まれる」の獲得は、記載した技術①②③の全てが「非常に高い効果が見込まれる」と判断されなければならないのでしょうか。それとも記載した技術①②③のどれか1つだけでも「非常に高い効果が見込まれる」と判断された場合でも獲得が可能なのでしょうか。	提案する技術の考え方については、上記No. 3をご参照ください。 技術1つでも「非常に高い効果が見込まれる」と判断される場合には可能です。
8	1提案につき最大3技術まで含めることができますが、技術①を1つだけしか記述しない場合(付加的技術②③の未記載)は、評価が下がるのでしょうか。	提案する技術の考え方については、上記No. 3をご参照ください。 原則として、1項目につき1技術を評価対象(技術①)としていますので、付加的技術②③の記載がなくても評価が下がることはあります。
9	P7【評価方法】7.5点：現場条件等を踏まえ、～～～生産性向上の取組と記載がありますが、生産性向上のとは人、設備、工期、品質、安全、環境等を含むと考えて宜しいでしょうか、具体的にご提示が出来ましたらご提示をお願い致します。	具体的にはご提示できませんが、ご質問の考え方で問題ありません。 上記No. 3をご参照ください。
10	P8【技術提案数】表の留意事項、1提案につき最大3技術までを含めることができますと記載がありますが、4技術目以上を提出しても評価をしないだけで失格とはならないのでしょうか、ご教示願います。	4技術目以降は評価しないだけで失格とはなりません。

11	生産性向上の対象となる作業は発注者側で指定されるものでしょうか。それとも、提案者側で生産性向上が期待される複数の作業を検討し、提案することが求められるのでしょうか。	発注者で指定はしません。提案内容で判断します。
12	P8【技術提案数】表の留意事項、1 提案につき最大 3 技術までを含める事が出来る、4 技術目以降は評価対象外とすると記載がありますが、一体的に組み合わせた提案(4 技術目まで提案)をした場合、どれが 4 技術目と判断し評価するのでしょうか、ご教示願います。	上記No.1をご参照ください。
13	P7【評価方法】評価5点の提案で生産性が上がる要素があると評価7.5点になるのは分かるのですが、評価10点、評価7.5点の違いが解りづらく例えば、評価10点の提案は評価7.5点の提案に何かプラス的な要素をしたの提案なのか、それとも、評価10点は非常に高い効果が見込まれる提案なので、評価7.5点の単に高い効果が見込まれる提案より更に高い品質が確保できると評価でしょうか（非常に高い効果で品質がさらに良くなるなら、生産性向上は関係ないといった解釈で良いか）、ご教示願います。	上記No. 3をご参照ください。
14	P8【技術提案数】表の留意事項、付加的に他の技術（技術②③）について、計測管理等の技術（管理手法）も含まれると解釈して宜しいでしょうか、ご教示願います。	提案技術相互の関連について記載内容で判断しますので、具体的な項目に関してはお答えできません。
15	P8【技術提案数】表の留意事項、付加的に他の技術（技術②③）について、付加的技術か付加的技術ではないかはどの様に判断するのでしょうか、具体的な例が御座いましたらご提示願います。	技術①の効果に加えて、性能や効果の向上が明確に期待できる技術である場合は、「付加的技術」として判断します。 一方で、技術①との関連性や組み合わせによる効果が記載内容から確認できない場合は、付加的技術とは判断しません。 なお、技術相互の関連性については、提案書中の記載内容を基に総合的に判断します。
16	P8【技術提案数】表の留意事項、1 提案に 1 技術を評価対象（技術①）、付加的に他の技術（技術②③）について、付加的技術の有効・無効の判断基準はありますでしょうか。例えば複数の付加的技術（4 技術以上）を提案した場合、付加的技術の順番で技術を数えていく、無効は読み飛ばし、有効なもの 2 つを評価するのか、若しくは付加的技術は記載した順番通りに技術②③を評価し 4 技術目以降は評価しないのでしょうか、ご教示願います。また、具体的な例が御座いましたらご提示願います。	上記No. 1をご参照ください。 具体的な例は提示できません。

●技術提案評価型S I型（港湾局版S I型）の試行について（R7.10.1以降適用）

技術提案評価型S I型（港湾局版S I型）の試行については、国土交通省HPに「総合評価落札方式 技術提案評価型 S I型 試行実施要領」（以下、実施要領という。）が掲載されていますので合わせてご参考ください。

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_mn5_000025.html

No.	質問	回答
1	(会場でのご質問) S型では過度な費用を要する提案はオーバースペックとされてきたが、S I型での取り扱いはどうなるのか。	これまでどおりオーバースペックに該当する提案は評価対象外となります。 「技術向上提案の実施に要する費用を適切に価格に反映させる観点から、S I型においても過剰な品質の向上を謳う提案については評価しない」（実施要領参照）
2	(会場でのご質問) 技術向上提案が評価されなかった場合、競争参加資格無しとなるのか。	評価されなかった場合は、加点無しになりますが、競争参加資格無しとはなりません。
3	(会場でのご質問) S I型試行工事を発注する予定は既にあるのか。例えば、過年度発注工事ではどのような工事がS I型にあてはまるか教えてほしい。	現時点ではありません。今後の予定は未定ですが、どのような工事に適しているかを検討して発注に向けて取り組む予定です。
4	(会場でのご質問) S I型は契約変更が必要となるが、既存の工事では契約変更までに時間がかかりその間一時中止がかかる事態が生じていたので、契約変更は速やかに実施していただきたい。	契約変更を速やかに行えるように配慮したいと考えております。
5	資料-1 7ページ、及び資料-1（追加資料）7ページ 資料-1の評価方法では通常技術提案として「現場条件等を踏まえ、有効性及び確実性等を総合的に勘案」、資料-1（追加資料）の(6)では技術向上提案として「課題に応じた的確性 及び実現性を評価項目」と書かれており、評価方法が異なっています。記載どおり理解してよろしいでしょうか。	記載のとおり、通常技術提案と技術向上提案では評価方法が異なるとの理解で差し支えありません。 ただし、発注者が設定する技術向上提案テーマの内容によっては、現場条件や実施工での有効性・確実性を重視するなど、通常技術提案と同様の評価を適用する場合もあります。
6	資料-1 7ページ、及び資料-1（追加資料）7ページ 資料-1の評価方法では通常技術提案として「5段階で評価」、資料-1（追加資料）の(6)では技術向上提案として「三段階程度で定性的に評価」と書かれており、評価方法が異なっています。記載どおり理解してよろしいでしょうか。	上記の通り、通常技術提案と同様の評価を適用する場合もあります。
7	資料-1（追加資料）7ページ(6)では技術向上提案として「定性的に評価」と書かれていますので、定量的な効果は求められていないということでしょうか。	上記の通り、発注者が設定する技術向上提案テーマの内容によっては、定量的な効果を示すことも必要となります。
8	資料-1（追加資料）7ページ(6)の留意点4つ目の・では「資材」とありますが、その定義をご教示ください。例えば、数量総括表の工種・種別、使用材料、材料の仕様、…。	「発注者が示す仕様で指定する資材」（実施要領参照）
9	資料-1（追加資料）7ページ(6)の留意点4つ目の・では「資材の一部」とありますが、その定義をご教示ください。例えば、数量総括表の工種・種別の一部の範囲、…。	「発注者が示す仕様で指定する資材」の一部
10	資料-1（追加資料）7ページ(6)の留意点4つ目の・では「資材の一部」とありますが、「資材の全部」であれば評価対象でしょうか。また、「資材の全部」であれば「特定の資材」が自社開発品でなくとも評価対象でしょうか。	留意点の意図は、資材を置き換えることのみの提案は、競争参加者の技術力を評価することにつながらないため評価しないとされています。（実施要領参照） よって、資材の全部が上記意図に該当する場合は評価対象となりません。

11	資料-1 8ページ、及び資料-1（追加資料）6ページ 資料-1の技術提案のテーマ数や技術提案数では通常技術提案として「1テーマあたり3提案を基本」と書かれていますが、資料-1（追加資料）の(5)では技術向上提案として「テーマを1つ」とだけ書かれており、技術提案数は書かれておりません。技術向上提案も通常技術提案と同様、「1テーマあたり3提案」となるのでしょうか。	技術向上提案「1テーマあたり1提案」となります。
12	資料-1 8ページ、及び資料-1（追加資料）6ページ 資料-1の技術提案数では通常技術提案として「1提案につき最大3技術までを含めることができる」と書かれていますが、資料-1（追加資料）の(5)では技術向上提案として1提案あたりの技術数は書かれておりません。技術向上提案も通常技術提案と同様、「1提案につき最大3技術」となるのでしょうか。	1提案あたり1技術としますが、一連となり効果を高める複数の技術は1提案として評価します。（実施要領参照） なお、技術数に制限を設けるかは、対象となる工事の現場条件や技術向上提案テーマの内容を勘案し設定します。
13	SI型において国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎)HP及び沖縄総合事務局HPに示されているオーバースペック等の理由により評価しない技術は、通常技術提案テーマおよび技術向上提案テーマどちらにおいても評価されないのでしょうか。	上記No. 1をご参照ください。
14	P5（2）対象工事、港湾及び海岸工事におけるWTO又はAランク案件を対象とすると記載がありますが、港湾等鋼構造物工事は対象外と考えて宜しいでしょうか、ご教示願います。	「港湾及び海岸工事におけるWTO又はAランク案件」が対象となりますので、「港湾等鋼構造物工事」も対象になります。